

令和2年度
第2回 明石市都市計画審議会

議 事 録

<HP公開用>

日時：令和3年1月28日（木）午後2時00分～

場所：市役所議会棟 大会議室

令和2年度 第2回明石市都市計画審議会

日時：令和3年1月28日（木）午後2時00分～

場所：市役所議会棟 大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選出

3 議 題

(1) 諮問事項

諮問第1号 東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更[兵庫県決定]

諮問第2号 東播都市計画都市再開発の方針の変更[兵庫県決定]

諮問第3号 東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更[兵庫県決定]

諮問第4号 東播都市計画防災街区整備方針の変更[兵庫県決定]

諮問第5号 東播都市計画区域区分の変更[兵庫県決定]

(2) 報告事項

① 明石市都市計画マスタープランの見直しについて

② 播磨臨海地域道路(第二神明～広畑)の都市計画について

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員（13名）

安田会長	水野副会長	三輪委員
西海委員	嶋本委員	国出委員
筒泉委員	灰野委員	丸谷委員
達可委員（代理）	平本委員（代理）	山渕委員
戎本委員		

○出席幹事（5名）

横田幹事	中島幹事	東幹事
小田垣幹事	植田幹事	

第2回明石市都市計画審議会

令和3年1月28日

午後2時00分～

市役所議会棟 大会議室

(開会 午後2時00分)

○(事務局) それでは皆様、定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第2回明石市都市計画審議会を開催いたします。

皆様方におかれましては何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。このたびの新型コロナウイルス感染症対策の観点から、当審議会ではご出席者のマスクの着用、消毒液の設置、室内の換気などを行いながら開催を実施しております。また本日は、兵庫県内にて緊急事態宣言が発令されていることから、感染拡大防止を目的にパーテーションの設置や筆記用具及びお飲み物の割愛などの対策を講じながら、できるだけ会議のスムーズな進行に努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして資料の確認を行いたいと思います。お手元の資料をご確認ください。本日、お手元には配席図(A4)1枚を配付しております。なお、次第、委員名簿、議事に関する資料は事前にお届けしております。事前配付の資料を含めまして過不足ございませんでしょうか。

はい。ないようですので進めさせていただきます。

続きまして、本日の出席状況についてご報告を申し上げます。本日、水野副会長が電車遅延により少々遅られる旨のご連絡を受け付けております。現在、委員総数13名のうち12名のご出席をいただいておりますので、明石市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、当審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここからの進行は会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願

いたします。

○会長 コロナ禍の中の開催は、いつもと勝手が違うと思いますけれども、議事進行にご協力されますようお願いいたします。

それでは早速でございますが、会議次第に従って順次進めてまいります。

2の「議事録署名人の選出」でございますが、この議事録署名人の選出につきましては、審議会運営要領によりまして私からご指名させていただくというふうになっています。本日は西海委員さん、それから筒泉委員さん、お二人をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、本審議会の公開、非公開についてですが、今回は審議会運営要領によりまして、原則公開となります。本日の会議におきまして、会議を公開することにより個人情報保護及び公正又は円滑な議事運営が損なわれる恐れがないと認められますので、会議を公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○会長 それでは本審議会を公開といたします。

傍聴者の方がおられましたら入場を認めますので、事務局より報告をお願いします。

○(事務局) 本日の傍聴者は4名です。これより案内いたしますので、しばらくお待ちいただけますでしょうか。

[傍聴者入室]

○会長 それでは3の議題に入ります。

お手元の会議次第でございますように、本日は、諮問事項が5件、報告事項が2件ございます。まず諮問事項の諮問第1号から第5号につきましては、いずれも兵庫県決定の案件で、相互に密接に関連してございます。したがって、一括して事務局より説明を受け、その後ご意見を頂きたいと思っております。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

○都市総務課 よろしく申し上げます。座って失礼します。

本日は5件ございます。先ほど、会長からもご発言がありましたように非常に密接に関連したものとなりますので、一度に5件とも連続してご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず諮問第1号「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」。諮問第2号「東播都市計画都市再開発の方針の変更」。諮問第3号「東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」。諮問第4号「東播都市計画防災街区整備方針の変更」。諮問第5号「東播都市計画区域区分の変更」。5件ともいずれも兵庫県決定の案件につきまして、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり審議会に諮問させていただきます。

本件につきましては、前回の令和2年8月27日に開催しました第1回の当審議会におきまして、事前説明をさせていただいておりますので、前回ご議論もいただいた案件でございますことから、本日は詳細の説明を若干省略しながら進めさせていただきますのでご了承ください。

それでは前方のスクリーンをご覧ください。今回、スクリーンとお手元の資料、両方合わせながら説明させていただきますので、まずは前方のスクリーンでお願いいたします。

まず、それぞれの案件に関する今回の変更の概要を簡単に説明させていただきます。兵庫県におきましては、今回の計画につきまして、概ね5年ごとに見直しを行っております。今回は、前回の平成28年3月からの社会経済情勢の変化などに対応するために見直しを行うものとなっております。

まず諮問第1号につきましては、いわゆる都市計画区域マスタープランと言われるものでありまして、兵庫県全体又は東播磨地域の都市計画の方針を定めるものでございます。その下、諮問第2号から4号までの三つの方針につきましては、先ほどの諮問第1号での都市計画区域マスタープランの内容を一部具体化するものでございます。そして最後の諮問第5号につきましては、それらの方針を踏まえまして、市街化区域

と市街化調整区域を区分するものでございます。

それでは、諮問第1号の「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」から順に説明をさせていただきます。ここからはお手元の資料をご覧ください。お手元の資料としましては、資料の左上に「諮問第1号」と明記している資料をご覧ください。こちらのページを1枚めくっていただきまして、1ページが計画書、2ページが理由書となっております。3ページから54ページまでが計画書の本文となっております。最後のページに添付しておりますA3の資料、こちらは計画書をまとめた概要版となっております。本日は、この概要版を用いて説明させていただきます。

この概要版の55ページ、表面をご覧ください。こちらにつきましては計画の全県共通部分である事項を記載しております。簡単に説明させていただきますと、まず「第1 基本的事項」としましては、「(3) 目標年次」としまして、令和7年、2025年としております。続きまして「第2 都市計画の目標」を記載しております。こちらは前回説明から追加された事項としましては、こちらの資料の左の一番下「(7) 新型コロナ危機の経済社会への影響」としまして、新たな働き方や意識の変化への対応といった課題が追加されています。また、合わせて資料右上の「3 都市づくりの基本理念」の中で、「ウ 分散型社会に対応した都市づくりの推進」が追加され、新型コロナに対応するための一極集中の是正やオープンスペースの活用、デジタル化の促進などが記載されております。

続きまして裏面の56ページをご覧ください。こちらは、明石市が属する東播磨地域となる8市3町の都市計画の目標や区域区分の方針、主要な都市計画の方針などをまとめたものでございます。明石市に関する内容をご紹介しますと、資料の中ほど下側に、「(4) 市街地整備に関する方針」の中では、「JR大久保駅周辺などの低未利用地における土地利用を促進」や、一番下になりますけれども、「明石港東外港地区再開発等の計画的な市街地の形成を推進」などが挙げられております。

以上が諮問第1号の内容となります。

続きまして、諮問第2号「東播都市計画都市再開発の方針」について説明をさせていただきます。こちらのほう、お手元の資料としましては、表紙の左上に「諮問第2号」と明記している資料をご覧ください。こちらページを1枚めくっていただきまして、1ページが計画書、2ページが理由書となっております。

続きまして、5ページをお開きください。明石市につきましては、計画的な再開発が必要な市街地としまして、表の左の上から明石、西明石、大久保、続いて6ページに移りまして、東二見、明舞の5地区が位置づけられているところでございます。

その中で課題となる地区としましては、戻っていただきまして5ページの表の中ほどになります、大蔵、明石、鷹匠、西新町、西明石駅周辺、東藤江、次に6ページに移りまして、一番上の東二見の7地区が位置づけられているところでございます。

続きまして、7ページをお開きください。特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区としまして、明石市につきましては、大久保駅前の1地区を位置づけております。こちらが今回、位置づけられている計画なんですけども、変更点のみ説明させていただきたいと思いますので、前面のスクリーンをご覧ください。

まず、計画的な再開発が必要な市街地につきましては、大久保地区におきましては、現在駅の南側、JT跡地などで住宅開発などのまちづくりを進めているということから、南側のエリア、こちらの図でいいますと水色の部分のエリアを追加しました。

続きまして課題地区です。こちら現在、まちづくりの取組を進めている西明石駅周辺地区につきましては、1か所区域を追加しております。

続きまして、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区です。こちらは当初3地区あったんですけども、その中で明石駅前南地区と明舞地区のこちらの2地区につきましては、再開発など整備が完了しましたことから削除しております。

以上が諮問第2号の内容となります。

続きまして、諮問第3号「東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針」について説明をさせていただきます。こちら資料としては、表紙の左上に「諮問第3号」と明

記している資料をご覧ください。ページを1枚めくっていただきまして、1ページが計画書、2ページが理由書となっております。

4ページをお開きください。重点地区としまして、明石市につきましては、土地区画整理事業中の大久保駅前の1地区を位置づけているところでございます。こちらにつきましては、前回からの変更はございません。

以上が諮問第3号の内容となります。

続きまして、諮問第4号「東播都市計画防災街区整備方針」について説明をさせていただきます。お手元の資料としましては、表紙の左上に「諮問第4号」と明記している資料をご覧ください。ページを1枚めくっていただきまして、1ページが計画書、2ページが理由書となっております。

5ページをお開きください。防災に対する知識の普及や意識の高揚、協働による防災性の向上に努める必要がある課題地区としまして、明石市につきましては、東藤江、新浜、大蔵の3地区を位置づけております。こちらも前回から変更はございません。

続きまして、最後に諮問第5号「東播都市計画区域区分」について説明をさせていただきます。お手元の資料としては、表紙の左上に「諮問第5号」と明記している資料をご覧ください。ページを1枚めくっていただきまして、1ページが人口フレームを明記した計画書となります。2ページが理由書となっております。3ページが今回の変更箇所一覧であり、明石市域においては変更箇所はございません。

前面スクリーンをご覧ください。区域区分の基本的な考え方としましては、今後の人口フレームを設定しております。目標年次を2025年としまして、東播都市計画区域は90万人として設定しているところでございます。今回、明石市域におきましては、市街化編入などを行う箇所はありませんが、特定保留の設定を行い、今後の人口増加へ対応する計画としております。

「特定保留」とは、地域の熟度が高まれば、今回のような5年に1度の定期見直しの時期によらず、先行して随時市街化調整区域から市街化区域への編入の手続きができ

るものでございます。明石市では、現在、山陽電鉄の江井ヶ島駅の北側約6.8ヘクタールの地区につきましては、地域の熟度がまだ市街化編入できるまでは至っていないのですが、土地区画整理事業の実施など住民の機運が高まっているということから、今後の人口増加を人口フレームに反映させておいて、特定保留に設定して今度の5年後の定期見直しまでに熟度が高まれば市街化編入できるような形に設定しております。市街化編入を今後も目指していくこととしております。

引き続き前面スクリーンをお願いいたします。続きまして、計画案のこれまでの閲覧や縦覧結果となります。本計画素案につきましては、令和元年9月から10月にかけて、市で閲覧及び意見募集を行いました。その際には4件の意見がございました。いずれも本計画への意見というよりも、市街化区域内の農地への支援を求める意見でありまして、これらについては別途検討していくこととしております。

続きまして、今回の見直し素案の兵庫県による説明会などの実施結果でございます。令和2年、昨年7月中旬に素案の閲覧、7月8日には説明会、7月31日は公聴会が行われましたが、閲覧者や意見、公述書の提出などいずれも明石市に関してはない状況でございました。

続きまして、今回の計画案の都市計画法に基づく法定縦覧の結果でございます。縦覧場所は、県都市計画課、市都市総務課で行いまして、縦覧期間は令和3年1月13日から27日までの2週間行いました。今日、速報を聞いたところ、縦覧者数、意見書につきましてはなかったという報告を受けております。

最後に、今後の予定です。これまで、説明会や縦覧などの手続きを経まして、計画案を作成し、本日、市の都市計画審議会に諮問しております。今後は、来月開催の県の都市計画審議会に諮られ、年度末に都市計画変更の決定が県により告示される予定であります。

以上で諮問第1号から第5号についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長　　ただいま諮問第1号から第5号につきまして、一括して説明がございました。来月予定されております県の都市計画審議会に先立って、この審議会で答申を図られることになりました。ご質問、ご意見がございましたらどなたからでも結構です。諮問も一括しておりますので、どこからご質問をお受けしても結構でございます。はい、どうぞ。

○委員　　諮問第4号でちょっと確認というか、お伺いしたいと思います。5ページに別表2が挙げられておりまして、明石市の場合は東藤江地区、新浜地区、大蔵地区ということで、これは老朽の木造住宅密集地域ということで挙げられていると思うんですが、例えば、三木市の部分なんかを拝見しますと「古い町並みなどの歴史的資源の保存と防災対策の両立」というものが挙がっていて、明石市も大蔵地区なんかは古い町並みであるとか、歴史的資源が残っている地域だというふうに認識しているんですけれども、そういうことはこの整備方針の中には掲げなくてもいいということでしょうか。お聞きしたいと思います。

○会長　　それでは。

○都市総務課　　そうですね。保護しなくていいということではないんですけれども、特にこちら今回の地区を抽出するに当たって、兵庫県の市街地整備マニュアルというものを用いまして、例えば、住宅の密集度であったりとか、道路が危ないとか、木造の建築物がどれぐらいあるとか、そのあたりを数値化しまして地区を抽出するものです。今回明石市につきましては3地区、課題地区として抽出されています。これらは早急に何かしないといけないというわけではないんですけれども、ここで言うと例えば4ページを見ていただきたいんですけれども、4ページの上から4行目のところが課題地区の方針なんですけれども、防災再開発促進地区は非常に急いでやるような箇所になるんですけれども、この次に位置付けられた「優先的に住民に対して防災・減災に対する知識の普及や意識の高揚を図り、協働で防災性の向上に努める必要がある地域」を課題地域ということで、平たく言うと早急にハード整備が必要とか、そういう

わけではないんですけれども、やはり地域の皆さんで特にソフト施策ですね、そういう意識の高揚、そういった形でやっていきたいと思いますというところがこちらの地域ということになってます。なかなか道路を造るとかいうのはすぐには進まないで、例えば、住まわれている方が建物を建て替えるときには、若干セットバックしたりとか、そういうことをしながらハード面につきましては整えていくものです。あとはソフト面の対策をしながら防災性を高めていきたいと思いますということで方針の中に位置づけております。

以上でございます。

○会長　　よろしいですか。

○委員　　はい。

○会長　　ほかはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員　　先程の意見とも重複するのかもしれないですが、諮問の第2号もまたこの第4号もいずれも東藤江地区というのが入っておりまして、東藤江は従前から県のそういった意味での特に整備課題の集中が見られる地域ということで、課題地域ということですってと言われて続けておるわけでございます。私自身も地元に住んでいる関係で、この地域については非常にある意味、詳しい立場にあるのかなと思うんですが、ここ数年、あるいは10年、20年の単位で見てもはっきり言いまして、何もほとんど変わっていないというのが現状ではないかと思えます。ここにあるように今後の計画ということで、先ほどありましたように特に急いでやる必要はないんだというようなご説明もあったんですけれども、こと東藤江に関して言うならやはり結構喫緊の課題で、割合早急に手を打たないと、例えば、一旦火事が起こると隣が本当に密接した地域ですし、車でも軽自動車でも走るにしても道路が狭くてなかなか前に進まない。緊急車両も入ってこれない。そういった課題が山積している地域ではないかと思うんですけれども、市としてのお考えをお聞きしときたいんですけど。

○都市総務課 はい、ありがとうございます。市としましては、やはり東藤江地区というのは確かに、若干密集していて、災害等の危険性が非常に高いような地区になっております。消防車によるそのあたりでの消防活動など、何とかできたとしても密集していることには間違いありません。このあたりにつきましては、例えば、諮問第2号の資料の特に5ページ目、委員からご指摘がございましたように東藤江地区、上から「A-2西明石地区」の中の東藤江地区ということで、真ん中ほどですね。

「東藤江地区では、地域住民の意向を踏まえ居住環境に配慮した建築活動の誘導を検討する」ということで、大きな道路を造って、防災性を高めるというのではなくて、やはり居住している方々にとっては、道路を造るとなるとやはり立退きとかそういう問題も出てきますので、それぞれの建築活動、建替えとかそういった中で対応していきたい。あとはソフト施策になるんですけども防災意識を向上したりとか、そういった形でまちづくりを誘導していくということで市のほうでは考えております。

以上でございます。

○委員 極論を言えば、なかなかおっしゃるようにそう今日言って明日変わるという形ではないにせよ、やはりこのままでは一旦大きな災害が起こったときに、甚大な被害を招きかねない地域というふうに思いますし、そういった意味ではおっしゃるみたいになかなかハード整備を喫緊にやるというのは難しいかもしれませんが、西明石の駅前の再開発も言われているこの時期でもありますので、ぜひとも東藤江についてもしっかりとした対応をお願いしたい。できること、できないことがあるかもしれませんが人の命を守るという観点からぜひとも取り組んでいただきたい。これは意見として申し上げておきたいと思います。

○会長 ではご意見として承って、議事録に残すということでよろしゅうございますか。ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

先ほどの説明の中にもございましたが、説明会、それから法定縦覧いずれもご意見がなく、また意見書の提出もないと合わせていただいておりますので、特にご意見が

なければ、お諮りしたいと思います。ご質問、ご意見はこれ以上はないということでよろしゅうございますか。それでは諮問案件でございますので、1件ずつお諮りさせていただきたいと思います。

まず諮問第1号「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」[兵庫県決定]ですが、案のとおりでご異存ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。それでは案のとおりご異議なしということで、その旨を市長に答申いたします。

続きまして、諮問第2号「東播都市計画都市再開発の方針の変更」[兵庫県決定]の案ですが、案のとおり決定でご異存ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。それでは案のとおりご異議なしということで、その旨を市長に答申いたします。

続きまして、諮問第3号「東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」[兵庫県決定]の案件でございますか、案のとおりとしてご異存ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。それでは案のとおりご異議なしということで、その旨を市長に答申いたします。

続きまして、諮問第4号「東播都市計画防災街区整備方針の変更」[兵庫県決定]の案件でございますが、案のとおりとしてご異存ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。それでは案のとおりご異議なしということで、その旨を市長に答申いたします。

続きまして、諮問第5号「東播都市計画区域区分の変更」[兵庫県決定]の案件でございますか、案のとおりとしてご異存ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。それでは案のとおりご異議なしということで、その旨を市長に答申いたします。

 なお、いずれも市長への答申文案につきましては、私にご一任いただきたいと思います。ありがとうございます。

 続きまして、報告事項に移りますが、本日は2件でございます。

 まず最初は「明石市都市計画マスタープランの見直しについて」、事務局より説明をお願いいたします。

○都市総務課 引き続き、説明させていただきます。まずお手元のA4の一枚ものの資料をご覧ください。

 まず、「1 都市計画マスタープラン」についてですが、都市計画法第18条の2に基づきまして、市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとなります。

 下の「位置づけのイメージ」をご覧ください。都市計画マスタープランは、右上の先ほどご審議いただきました兵庫県が策定する都市計画区域マスタープランと、左上の現在市にて策定中の（仮称）あかしSDGs推進計画、いわゆる長期総合計画に即して策定することとなっております。このマスタープランに基づきまして、都市計画の決定や各種まちづくりへの反映を行うことから、今後市が行う様々な都市計画の指針となるものでございます。

 続きまして、「2 見直しの理由」についてですが、マスタープランは平成9年に策定されて以来、長期総合計画と整合を図りながら、前回は平成23年に改定が行われました。目標年次である2020年度を迎え、本年度に改定を予定しておりましたが、（仮称）あかしSDGs推進計画の策定がコロナ対応の関係により1年延期となったことから、都市計画マスタープランの改定についても延期としまして、（仮称）あかしSDGs推進計画と同じく2021年度から2030年度までの計画とします。

 続いて「3 見直しの体制」ですが、計画は庁内で構成する検討組織で作成し、本

審議会へも適宜ご報告、ご助言を頂きながら策定を進めてまいりたいと考えております。

最後に「4 今後のスケジュール」としましては、今後パブコメなども行いながら、2021年度末に策定できるよう進める予定でありますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上、明石市都市計画マスタープランの見直しにつきまして報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○会長 はい、ただいまの「明石都市計画マスタープランの見直し」について報告がありましたが、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

他の計画の策定が少し伸びたと、後ろ倒しになりましたので本件と合わせて考えたいということですが、よろしゅうございますか。

それでは当審議会では、逐次また報告をあるということでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして「播磨臨海地域道路(第二神明～広畑)の都市計画について」、説明をお願いいたします。

○都市総務課 引き続きまして「播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）の都市計画について」ご報告させていただきます。お手元のA4の1枚ものの資料をご覧ください。

まず、「1 播磨臨海地域道路」についてですが、明石から姫路にかけての播磨臨海地域では東西方向の、特に国道2号バイパスや国道250号の慢性的な交通渋滞や交通事故が問題となっており、今後の臨海部の物流の効率化や地震への防災対策が重要となっているところでございます。よって、この播磨臨海地域道路は、産業の活性化、交通渋滞などの削減を目的とした道路となります。

次に、「2 事業の概要」についてですが、事業の名称は「播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）」。通過する行政区は、神戸市、明石市から姫路市にかけての地域。

事業の概要は、種類は一般国道の改築、区間は神戸市から姫路市で、区間延長は約36キロメートル、車線数は4車線で、設計速度は時速80キロメートルとなります。

添付のカラーのパンフレットをご覧ください。こちらが播磨臨海地域道路のルートとなります。赤く囲んでいる部分が現在想定されているルート帯となります。このルート帯につきましては幅が約1.4キロメートルありまして、実際の道路の幅員というのはもっと細いのですが、今後検討を行いながら詳細な道路の法線、インターチェンジ、ジャンクション、それに付随するアクセス道路など様々な事項を設定していく予定となっております。特に明石市に係る部分につきましては、こちらの赤いルートが一番右端、東端になりますが、第二神明道路とつながる部分が明石市を通過する可能性があります。詳細については今後検討を行うこととなっております。

最後に、「3 今後の予定」につきましては、本道路につきましては、現在、昨年の11月にこのルート帯が決定しまして、12月に国から県に対しまして都市計画の検討依頼が来たところでございます。今後は、この道路につきましては都市計画道路に位置づけまして、環境影響評価などの手続きも踏まえながら国や県を中心に、隣接市町と連携しながら検討を進めてまいります。

以上、「播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）の都市計画について」、報告を終わります。よろしくお願いたします。

○会長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見ございますか。

かねてからの東播磨の地域での大きな課題として出ていた計画決定を受けて、今後のプロセスの報告を受けましたが。

はい、どうぞ。

○委員 まだ分からないと思うんですけども、可能性の話でお聞きしたいのですが、このルート帯を見せていただくと明石市は本当に市の北西というか、本当に少しだけこのルート帯に関わっているんですけども、道路の通る場所によっては明石市は全く通らないというふうな場合もあり得るということではよろしいでしょうか。

○都市総務課 先ほどのパンフレットの部分を少し見ていただきますと、ちょうど赤い部分の一番右端のところは国道2号という、第二神明になるんですけども第二神明とつながるということで、ちょうどここが明石市域の市街化調整区域と神戸市側と稲美町という三つの地域がまたがったところが、ちょうど交差するような部分になりますので実際、通るルートというのがもちろん周辺の環境の影響であったりとか、あと道路なので、道路の法線であったりとか構造的な話ですね。そういったものを踏まえながら決定されますので、どこを通るのかは今のところ検討が行われていないので分からないんですけども、通らないということも可能性としてはありますが、通る可能性もあるという、今そういった状況でございます。

○会長 はい。

○委員 ありがとうございます。今日は、県の方もお見えだと思うんですけども、兵庫県東播磨県民局の14の施策の一つに「ため池コウノトリプロジェクト」というのをやっていらっしゃるしまして、今野生のコウノトリが日本中で200羽ぐらい飛来しているんですけども、そのうち今年この冬、このシーズンだけで90羽、この辺りの地域に飛来してきていて、ちょうど稲美町と神戸市と明石市の交差のところというのは、今たくさんコウノトリがやってきて、地域の住民の方もすごく関心を持っている、関心の高い地域ですので、そういった生態系への配慮であるとか、県がせっかく施策としてしっかり取り組んでおられるような地域でもありますので、その辺の整合性も含めてしっかり連携を取りながらルートを決めていただきたいなというふうなことを意見として申し上げておきたいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。ご意見として承ります。

ほかはよろしゅうございますか。それでは、ほかご意見、ご質問はないようですね。よろしいですか。それでは以上とさせていただきます。

以上で本日、予定されておりました議題は全て終了いたしました。

続きまして、「その他」として事務局から報告はございますか。

○都市総務課 都市計画に関して、その他ご報告することは特にありません。

○会長 それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、熱心にご審議賜りましてありがとうございました。

これをもちまして、閉会とさせていただきます。

〔傍聴者退室〕

(閉会 午後 2 時 4 7 分)